

堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務提案書作成要領

1、業務名称

堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務

2、業務概要

堺市民芸術文化ホールは、老朽化した堺市民会館に替わる芸術文化の創造・交流・発信の拠点施設として、そして中心市街地活性化や賑わいづくりの役割を担う中核的施設として、現在建設を進めている。

堺の芸術文化を未来に向かって飛躍させ続けるという思いを込め、新ホールの愛称をイタリア語で不死鳥を意味する「フェニーチェ堺」に決定した。

この堺市民芸術文化ホール「フェニーチェ堺」の施設イメージを広く周知するとともに、施設への期待感を高めることを目的として、魅力的な施設のシンボルマーク、ロゴタイプ及びロゴマーク（以下ロゴマーク等）の作成を行うもの。

3、業務履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

4、契約担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館5階

堺市文化観光局文化部文化課 担当 松本、鈴木

電話番号 072-228-7143

FAX 072-228-8174

e-mail bunka@city.sakai.lg.jp

5、プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び堺市契約規則(昭和50年規則第27号)第3条の規定に該当しない者。
- (2) 堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (3) 堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成 24 年制定)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者。ただし、更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者にあつては、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者。ただし、再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者にあつては、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) プロポーザル参加資格確認申請書の提出時において、デザイン作成を主たる業務として引き続いて3年以上その営業を行っている者。

※代表者がかつて従業員として企業等に所属し、その業務としてデザイン作成を行っていた期間を含む

6、日程

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| (1) 公募開始日 | 平成29年 3月 8日(水) |
| (2) プロポーザル参加資格確認申請書等提出締切日 | 平成29年 4月 5日(水) |
| (3) 質疑締切日 | 平成29年 4月10日(月) |
| (4) 質疑回答日 | 平成29年 4月17日(月)[予定] |
| (5) プロポーザル参加資格確認結果通知日 | 平成29年 4月19日(水)[予定] |
| (6) 提案書等提出締切日 | 平成29年 5月 8日(月) |
| (7) 審査結果(採否)通知日
及び優先交渉権者決定 | 平成29年 7月上旬 [予定] |

※1 本業務についての説明会及び提案内容に関するプレゼンテーション等を実施する予定はない。

※2 質疑、参加資格確認申請書、提案書等は公募開始日から提出可能とする。

7、応募書類の配付

次の(1)、(2)のいずれかの方法による。

(1)平成29年 3月 8日(水)から平成29年 4月 5日(水)まで、堺市ホームページからダウンロードする。

堺市ホームページ :http://www.city.sakai.lg.jp/kanko/bunka/geibunhall/aisho_logo/index.html

(2)前記4契約担当課で配付する。

配布期間:平成29年 3月 8日(水)から平成29年 4月 5日(水)まで
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

8、提出書類

(1)プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出(プロポーザル参加)する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

①提出書類

(ア)プロポーザル参加資格確認申請書

- ・指定の様式に必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。
- ・提出部数は1部とする。

(イ)営業実績調書

- ・指定の様式に必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。
- ・提出部数は1部とする。

(ウ)同意書

- ・事業者(本社に限る)の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印(実印)を押印すること。
- ・提出部数は1部とする。

(エ)国税の納税証明書(法人はその3の3、個人はその3の2とし、平成29年3月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。)

- ・提出部数は1部とする。

※提出書類(ウ)(エ)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

※海外のみでの営業実態を有し、日本国内での営業実態を有しないため、(エ)国税の納税証明書を提出し難い場合は、事前に4. 契約担当課まで連絡を行うこと。

②提出期限

平成29年 4月 5日(水) 午後5時まで

③提出先

前記4の契約担当課まで

④提出方法

直接持参または郵送(FAX 不可)してください。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を

除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記5のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、平成29年 4月19日(水)(予定)に通知する。

(2) 提案書等の提出

① 提出書類

(ア) デザイン提案書 A4横、片面印刷6枚(表紙を除く)

・詳細については別紙「ロゴマーク等デザイン提案書作成要領」を参照のこと

・提出部数 9部(正1部 副8部)

・正1部は、表紙に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。

・副8部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。

・宛名は「堺市長」とすること。

・表紙には「堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務提案書」と記載すること。

・本事業においてデザイン提案をすることができるのはそれぞれ1案とする。

(イ) 業務実績調書

・指定の様式に必要事項を記入し作成すること。なお、必要に応じて資料を添付すること。

・提出部数 9部(正1部 副8部)

・正1部は、必要事項を記入のうえ、商号または名称を記載すること。

・副8部は、商号または名称の記載行わないこと。

(ウ) 見積書

・見積書記載金額については、堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務仕様書に基づく総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。なお、見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

・見積書については人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

・見積書の提案上限金額は2,000,000円(税込)とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

・提出部数は正1部とする。

・正1部は、表紙については、宛先は「堺市長」、業務名は「堺市民芸術文化ホール施設ロゴマーク等作成業務」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

②提出期限

平成29年 5月 8日(月) 午後5時まで

③提出先

前記4の契約担当課まで

④提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※提出の際には、本市から交付した関係書類を全て返却すること。

※提出期限後の提案書の差替は認めない(本市が補正等を求める場合を除く)。

9、提案書等作成に関する質問受付

提案書等作成に関して疑義が生じた場合には、質問事項を別紙質問書に記載のうえ、前記4の契約担当課担当者まで FAX もしくは電子メールにて提出することとし、送付後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

質問受付の締切は平成29年 4月10日(月)午後5時までとし、それ以後は原則として受け付けない。

なお、質問内容及びその回答については堺市ホームページ

(http://www.city.sakai.lg.jp/kanko/bunka/geibunhall/aisho_logo/index.html)にて掲載する。

10、提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書等を提出しない(プロポーザルの参加を辞退する)場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。また、その際には、本市から交付した関係書類はすべて返却すること。

提案書等を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、提案書等の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1)辞退届提出期限

平成29年 5月 8日(月)午後5時まで

(2)提出先

前記4の契約担当課まで

(3)提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

11、失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(1)提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

(2)堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合(ただし、契約金額が500万円未満の場合は除く)

(3)見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合

(4)提出期限までに書類が提出されない場合

(5)提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)

(6)提出書類に虚偽の記載があった場合

(7)著しく信義に反する行為があった場合

(8)契約を履行することが困難と認められる場合

(9)提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合

(10)本事業について2案以上の企画提案をした場合

(11)審査の公平性に影響を与える行為があった場合

12、提案書等の審査

(1)審査基準及び配点表

別添審査基準及び配点表のとおり

(2)審査方法

・提出書類は外部有識者及び堺市庁内関係者で構成する選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。

・提出書類の内容について疑義が生じた場合は、その都度本市より質問を行うものとし、提案

内容についての提案者からのプレゼンテーションは予定していない。

- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認めない。

(3)審査結果

審査結果は採否に関わらず、7月上旬(予定)に通知する。

(4)優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、最も適したものを契約者としての優先交渉権者として決定する。

13、契約の締結

(1)契約者の決定

①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2)契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3)契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の10/100以上とする(ただし、利子は付さない)。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

ウ 契約金額が、1,000,000 円以下であるとき。

(4)誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 35 号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書(契約金額が500万円未満の場合は除く)を作成し、提出すること。

14、その他

(1)提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果(不採用となった団体の名称、審査結果を含む)は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。

(2)提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3)提案書等で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。

(4)プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(5)提案作品は未発表かつ自作のものに限る。

(6)盗作等の不正な行為が判明した場合は失格とするものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。

(7)提案作品が第三者の知的財産権を侵す場合、その他本要項の規定に違反していることが判明した場合、無効とする。なお、これに伴い発生した紛争、損害等について、全て応募者が責任を負うものとし、本市は一切の責任を負わない。

(8)採用作品の著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利)は、本市に帰属するものとする。ただし、提案者がデザイン年鑑・作品集・ウェブサイト等において自身の作品として紹介・掲載することを制限するものではない。

(9)当該プロポーザルは、平成29年度の予算成立を前提に準備行為として行うものであり、予算が成立しない場合は、当該プロポーザル及び優先交渉権者の選定等は無効とする。